

国民健康保険税の減免に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市国民健康保険税条例（平成12年条例第8号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定に基づき国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において災害等とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火、その他自然現象の異変による災害及び火災をいい、これに準ずると認められる者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護をうける者、又は困窮により生活のため公私の扶助を受ける者若しくはその他特別の事情のある者をいう。

(保険税の減免基準)

第3条 条例第22条第1項第1号の規定により減免を行う場合の減免額は、次の各号のいずれかに該当するに至った納税義務者につき、国民健康保険税減免申請書の提出のあった年度に賦課された保険税の額のうち災害等を受けた日、又は適用を受ける日以降の納期に係る額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第6号に該当する納税義務者については、減免申請のあった日が当該年度の最終納期限前のものを減免対象とし、賦課された保険税年額に割合を乗じて得た額とする。

- (1) 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となったもの 10分の9
- (2) 納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅、又は、家財につき災害により受けた損害金額（保険金損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が、その住宅、又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、又は法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分による割合

損害程度	減免の割合	
	10分の3以上～10分の5未満の時	10分の5以上の時
合計所得金額		
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

- (3) 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害をうけた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、次の区分による割合

合計所得金額	対象保険税額	減免の割合
300万円以下であるとき	被害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険税額に前年中における合計所得金額	全部
400万円以下であるとき	に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	10分の8

550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

- (4) 生活保護法による保護の適用を受けたもの 10分の10
- (5) 社会事業団体等による生活のための扶助を受ける者で、その返還の必要がないもの 2分の1
- (6) 負傷、疾病、失業、転業、事業の休廃止、その他特別の事情により当該年度における納税義務者に係る所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）及び、当該世帯に属する被保険者に係る所得金額の合計額が前年に比し著しく減少した場合で、前年中の所得金額の合計額が500万円以下であるものは、次の区分による割合

所得金額の合計額の減少割合	減免の割合
10分の8以上であるとき	10分の4
10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の3
10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の2

- (7) 特別な事情に起因し、譲渡所得等一時的収入により保険税が多額となって賦課されたが、その収入のほぼ全額が負債等の返済にあてられたもので、現実に負担能力がないと認められるもの譲渡所得等に対応する保険税額の 10分の10
- 2 条例第22条第1項第2号の規定により減免を行う場合の減免額は、次の各号に該当する納税義務者の保険税額を減免するものとし、国民健康保険税減免申請書の提出のあった日以降の納期未到来分の保険税額を減免するものとする。
- (1) 旧被扶養者に係る所得割額を所得の状況にかかわらず免除する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額を次の区分による割合により減免する。ただし、条例第21条第1号又は第2号により保険税を減額している世帯に属する旧被扶養者については減免を行わないものとする。
- ア 条例第21条により保険税の減額を受けていない世帯に属する旧被扶養者 2分の1
- イ 条例第21条第3号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の10分の3
- (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額を次の区分による割合により減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、条例第21条第1号若しくは第2号により保険税を減額している世帯、又は条例第5条の2第1号に規定する特定世帯である場合は減免を行わないものとする。
- ア 条例第21条により保険税の減額を受けていない世帯 2分の1
- イ 条例第21条第3号に該当する世帯 軽減前の額の10分の3
- ウ 条例第21条により保険税の減額を受けていない特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる4分の1軽減前の額の4分の1
- エ 条例第21条第3号に該当する特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる4分の1軽減及び減額賦課2割軽減前の額の10分の1
- (減免申請の却下)
- 第4条** 条例第22条第2項の規定により減免申請があったときは、次の各号の一に該当する申請書は却下することができる。
- (1) 減免のための指定する書類を提出しない時、又は事情聴取等の調査に応じない者
- (2) 虚偽の申請をした者
- (3) 前年度分までの保険税を完納していない者（納税相談を経て分割等の方法により納付を履行している者を除く。）

(減免の取消)

第5条 市長は、虚偽の申請、その他、不正の行為により、保険税の減免を受けた者があるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年度国民健康保険税から適用する。